

加東市地域クラブ活動 運営方針

1 策定の目的

「加東市地域クラブ活動運営方針」（以下「運営方針」という。）は、地域クラブの運営上の実務的な手引きとなることを目的として策定するものです。

2 参加者

加東市在住の子どもたちを中心とした地域クラブ活動への参加を希望する者を参加対象とし、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育成します。活動への参加は、自由意思によるものであり、強制するものではありません。

3 基本的な考え方

（1）地域クラブ活動が目指す姿について

加東市における地域クラブの活動は、以下の3つを目的とします。

- ①スポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会の充実
- ②子どもたちの居場所づくり
- ③健全育成・生涯スポーツ・生涯学習社会の実現

（2）地域クラブ活動団体について

地域クラブ活動団体とは、スポーツ・文化芸術活動及びレクリエーションを目的とした活動を実施する団体を指します。本市において活動する場合、加東市教育委員会事務局に登録申請を行い、認定要件を満たした活動団体を認定・登録をします。登録については、「加東市地域クラブ活動団体募集要項」に基づいて行います。

（3）活動場所について

原則、学校施設もしくは、社会教育施設の利用を中心としますが、種目や目的により、社会体育施設等も活動場所として利用します。当面は、加東市教育委員会事務局が施設利用の調整を行います。

4 運営方針

(1) 活動体制について

- ① 学校生活（学校行事を含む）を優先とした活動
- ② 日常継続的に適切で安全安心な指導体制
- ③ 適切な活動時間や休養日等の設定
- ④ 原則、加東市内の中学生等を受け入れた定期的な活動

(2) 活動時間・頻度について

- ① 週5日以内の活動とする。
- ② 活動時間は最大週11時間程度を目安とする。
- ③ 中学校・義務教育学校における定期考査（中間・期末考査）の実施1週間前並びに学校行事当日及びその前後において、参加者の実情に応じた活動に配慮する。

5 指導体制について

(1) 指導者の人数

地域クラブ活動は、一人の指導者でも活動できるが、複数名であることが望ましい。一人の指導者で活動を行う場合は、各地域クラブの規約や活動方針の中で、会計事務については、別の者が担当するように定めること。

(2) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

体罰や暴言、ハラスメントは、参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。体罰や暴言、ハラスメントは、参加者との信頼関係やたとえ保護者の容認があったとしても、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者が持ち、それらを根絶するための取組を機会あるごとに行う。

指導者は、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解すること。

(3) 保険の加入

地域クラブ活動では、学校部活動で加入していた日本スポーツ振興センター災害共済は給付の対象外となる。(指導者・生徒とも保険料は自己負担となる。) 安全安心な活動のため、各活動団体でスポーツ安全保険等の保険に加入すること。

6 参加するための移動方法等

(1) 移動方法について

地域クラブ活動では、場合によっては広範囲からの参加が想定されるため、参加者は、自転車や公共交通機関、借り上げバス、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するか地域クラブと情報共有するとともに、利用する施設等に定められたルールに従うものとする。

(2) ルールやマナーについて

地域クラブ活動団体の指導者は、参加者が移動する際、公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を徹底する。特に、自転車を使用して地域クラブ活動に参加する場合は、必ず保険加入を勧めるとともにヘルメットの着用についても指導すること。また、各学校で定められたルールに従うものとする。

(3) 情報共有について

地域クラブ団体の指導者は、万が一、参加者が移動中に交通事故等のトラブルに巻き込まれた場合は適切な対応をとるとともに、その保護者へ必ず連絡すること。また、参加者に関わる重要な案件については、参加者の所属校にも速やかに報告すること。

7 その他

今後、国や県より、地域クラブ活動に関わるガイドライン等が新たに示された場合、または部活動の地域展開に関わる状況が変わった場合は、加東市教育委員会事務局が本方針を必要に応じて適宜、改定するものとする。

8 附則

本方針は、令和7年10月1日より施行する。